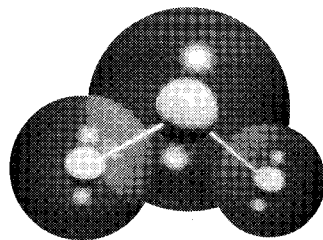


相続税諸制度の関連と留意点

税理士・公認会計士
後 宏治



◆ Essence ◆

平成15年度税制改正により相続時精算課税制度が新たに導入され、相続税の世界は時間的にその対象財産が拡大された。それに伴い、関連諸制度にも必要な整備が施され、納税者は様々な特例を選択できるようになった。これら関連諸制度のうち、実務で重要性の高い、特定事業用資産の評価減の特例（いわゆる自社株減額特例）でも、相続時精算課税制度の適用を受けた自社株について10%の減額を受けることが可能になった。タックス・プランニングの観点からは、事前に綿密なシミュレーションを行い、納税者に有利な選択を考えることが大切になってくる。また、手続的には、生前贈与時点の贈与税の申告時に、この減額特例の適用を受ける旨の書類を税務署長に届出をしてエントリーしておかないと、相続発生時に特例適用を受けられない。逆に、贈与税の申告時にエントリーしていても、相続開始時には他の有利な自社株や小規模宅地を選択できるため、自由度を確保できることとなっている。生前贈与で自社株式を移転させる場合には、贈与時点でのエントリーを忘れないことが非常に大切である。

1 相続時精算課税制度の創設と関連諸制度

平成15年度税制改正において、相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択すると、納税者は、生前贈与時点の財産の価額を相続開始時点の課税価格に合算することにより相続税を算出し、その上で支払った贈与税を精算することになる。旧相続税法においては、（厳密には3年内贈与の加算等の例外があるものの）相続開始時点の財産の価額が課税価格となっていたところ、新制度においては、課税財産の範囲とその価額について時間的な拡大が導入された。このことは、静態的であった相続税の構造を、動的なものに変化させる影響を持つ。

このため、既存の相続税の諸制度も大小の影響を受けることになる。

本稿では、相続時精算課税制度の導入に伴う既存制度の変容のうち、実務において重要だと思われる、①特定事業用資産の評価減、②贈与税の配偶者控除、③譲渡所得の取得費加算について、その概要と実務上の留意点を述べる。

なお、本稿では、特に断りのない限り、相続時精算課税制度を選択した贈与を「生前贈与」と表記している。

② 特定事業用資産の評価減の特例

1 制度の概要

特定事業用資産の評価減の特例は、平成14年度税制改正において創設された新しい制度である。この制度では、土地に関連のない中小企業の株式等の事業承継の観点から、一定の非上場株式について、および、森林施業の継続性を支援する観点から、一定の山林について、それぞれの評価が軽減されている。

すなわち、特定事業用資産相続人等が、相続又は遺贈もしくは被相続人からの相続時精算課税制度の適用のある贈与により取得した特定事業用資産で、相続税の申告時に選択をしたものについて、相続の開始の時から申告期限まで引き続きそのすべてを有している場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額は、以下のよう

ア 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等の特定事業用資産 90%

イ 特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林の特定事業用資産 95%

つまり、一定の非上場株式についてはその価額の90%が、一定の山林についてはその価額の95%が、相続税の課税価格に算入される。本稿では、紙幅の関係から、これらのうち一定の非上場株式について述べる。

平成15年度改正により、相続時精算課税制度を選択した贈与に係る受贈財産も、この評価減特例の対象になった。与党税制改正大綱で明示された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算特例については、相続時精算課税制度に係る贈与財産を適用対象に加えるとともに、所要の規定の整備を行う。」(注1)という記述を受けたものである。

ここで注意したいことは、10%の評価減を受ける生前贈与財産の価額は、その生前贈与をした時の時価がベースになるのであり、生前贈与財産を相続開始時の時価で評価し直して評価減

特例の対象にするのではないということである。

評価減の対象となる特定事業用資産の価額(注2)の算定について、法令上の規定は特になく(措法69の5②十、措令40の2の2⑱参照)、相続財産の相続税の課税価格(相法11の2)及び生前贈与財産の相続税の課税価格(相法21の15①)に算入すべき価額についての通常の規定が適用されるからである(措法69の5①)。生前贈与財産についてみれば、相続税の課税価格に加算される価額は、相続時精算課税を適用した贈与財産で取得年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限定されている(相法21の15①)ので、特定事業用資産の価額も贈与時の時価が基礎になる。この点は、後述する特定同族会社株式及び特定受贈同族会社株式の判定の際、発行時価総額20億円未満の要件を満たすかどうかの判定式で、生前贈与財産についても相続時の時価で評価するなど、似たような規定があるため、混同しがちである。

また、もう1つ注意したいことは、評価減が行われるのは相続発生時点であり、贈与時点ではないということである。贈与時点では、贈与税の申告期限内に、生前贈与された非上場株式についてこの評価減の適用を受ける旨の書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない(措法69の5⑩、措令40の2の2⑳、㉑)。そうしてはじめてこの評価減の特例を受ける資格が得られることになる。その後相続が発生したときに、この特例を受けようとする者は、あらかじめ相続税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨を記載し、計算明細書その他書類の添附をする必要がある(措法69の5⑨)。すなわち、生前贈与された株式について、贈与時点で将来評価減の特例を受けるエントリーをしておき、相続発生後に正式に適用を申請することになっている。特定事業用資産の評価減は、あくまで相続税の計算上、相続税の課税価格に算入する価額に関する特例であり(措法69の5①)、それは、贈与時点の特例ではなく、相続発生時点の特例である。

2 特例の適用要件

(1) 特定事業用資産の評価減の特例

この特例の適用要件は次の6つである(措法69の5①, ③)。

- ① 相続、遺贈、相続時精算課税適用贈与により取得した特定事業用資産であること(特例対象財産の要件)
- ② 特定事業用資産相続人等であること(特例適用者の要件)
- ③ この特例の適用を受けることを選択し、相続税の申告をしたこと(選択要件+申告要件)
- ④ 相続の開始の時から申告期限(死亡した場合には死亡の日)まで引き続き、そのすべての資産を有していること(継続保有要件)
- ⑤ 原則として相続税の申告期限までに分割されていること(分割要件)
- ⑥ 特定受贈同族会社株式についての減額特例を受けようとするときには、特例適用の旨の書類を贈与税の申告期限内に税務署長に提出すること(受贈財産の申告要件)

以下、各々の要件について概略を述べる。

(2) 特例適用財産の要件—特定事業用資産

この特例の適用対象となる財産は、特定事業用資産である。特定事業用資産とは次のものをいう(措法69の5②十, 措令40の2の2⑱)。

- ① 特定同族会社株式等
- ② 特定受贈同族会社株式等(贈与の時から相続開始時まで継続保有されているもの(注3))
- ③ ①と②の合計額のうち3億円に達するまでの部分

ここで、特定同族会社株式等及び特定受贈同族会社株式等とは、特定株式(特定出資)、特定受贈株式(特定受贈出資)であり、表2の要

件をすべて満たすものをいう。

特定株式(特定出資)とは、「被相続人が相続開始の直前に有していた株式(出資(注4))」で相続開始時に取引相場のない株式(出資)をいい、特定受贈株式(特定受贈出資)とは、「相続時精算課税の適用を受ける贈与直前に有していた株式(出資)」で贈与年において取引相場のない株式(出資)をいう。

ここで整理しておきたいのは、株式等がどのタイミングで相続人もしくは推定相続人に移転するか、そのタイミングの直前における株式等をどのように呼ぶかという2点である。表1にあるように、あくまでも「特定」とは、移転直前の取引相場のない株式等をいい、そのタイミングで区別されていることに留意すべきである。

表1 特定株式(出資)、特定受贈株式(出資)と移転タイミング

移転のタイミング	移転直前の株式等	取得者
生前贈与	特定株式(特定出資)	推定相続人である子
相続・遺贈	特定受贈株式(特定受贈出資)	相続人・受遺者

(3) 特定事業用資産の設例

特定同族会社株式等及び特定受贈同族会社株式等の判定について、簡単な設例で具体的な考え方を述べる。

非公開会社であるA法人の発行済株式数は30,000株である。父が100%所有していた株式を下表のように2年連続生前贈与した。相続時精算課税の適用を受け、贈与税の申告時に贈与株式について、減額特例の適用を受ける旨の書類を添付するなど、手続き的な要件は全て満たしている。その翌年に相続が発生し、長男が残りの15,000株を相続した。

年 度	H15/1/1	H15/12/31 生前贈与	H16/1/1	H16/12/31 生前贈与	H17/1/1	H17/12/31 相続
父保有数	30,000株	-10,000株	20,000株	-5,000株	15,000株	15,000株
時 価	@10千円	@10千円	@10千円	@20千円	@20千円	@30千円

まず、株式の移転のタイミングである贈与時点と相続時点を把握し、贈与直前に保有していた株式に係る法人の非公開株式を「特定受贈株式」、相続直前に保有していた株式に係る法人の非公開株式を「特定株式」と認識する。

次に、贈与がある場合には、「特定受贈株式」が「特定受贈同族会社株式」に該当しないか判定する。

① 50%超要件のテスト

H15/12/31、H16/12/31の両方の生前贈与において、特定贈与者である被相続人たる父とその親族である長男と合計で100%保有していたので、50%超要件は満たす(措法69の5②六イ)。

② 20億円未満要件

H15/12/31の10,000株の生前贈与について、特定贈与者である父が贈与直前に有していた特定受贈株式に係る法人の発行済株式数30,000株に、贈与時点の時価@10千円を乗じた金額を計

表2 特定同族会社株式等、特定受贈同族会社株式等の要件

要件	特定同族会社株式等	特定受贈同族会社株式等
特定株式等要件	特定株式、特定出資であること。	特定受贈株式、特定受贈出資であること。
50%超要件	相続開始直前に株主関係者(*)が有していた特定株式等の数が、その法人の発行済株式の総数又は出資金額の50%を超えること。	贈与直前に、株主関係者(*)が有していた特定受贈株式等の数が、その法人の発行済株式総数又は出資金額の50%を超えること。
20億円未満要件	次の①～④の合計金額が20億円未満であること。 ① 相続開始直前の特定株式の発行済株式総数×相続開始時の一株当たり時価 ② 既に贈与した特定受贈株式で特例適用を受ける旨の書類を提出した法人の発行済株式数×相続開始時の一株当たりの時価 ③ 相続開始直前の特定出資の出資総口数×相続開始時の一口当たり時価 ④ 既に贈与した特定受贈株式で特例適用を受ける旨の書類を提出した法人の出資総口数×相続開始時の一口当たりの時価	次の①～④の合計金額が20億円未満であること。 ① 贈与直前の特定受贈株式の発行済株式総数×贈与時の一株当たり時価 ② 既に贈与した特定受贈株式で特例適用を受ける旨の書類を提出した法人の発行済株式数×贈与時の一株当たりの時価 ③ 贈与直前の特定受贈出資の出資総口数×贈与時の一口当たり時価 ④ 既に贈与した特定受贈出資で特例適用を受ける旨の書類を提出した法人の出資総口数×贈与時の一口当たりの時価
株主関係者取得要件	① 株主関係者が、相続開始の時に、発行済株式の総数(出資金額)の2分の1超を保有していること。 ② 相続開始の時に100分の5以上を保有している、株主関係者のうちいずれかの者が取得すること。	① 株主関係者が、特定贈与者からの贈与の時に、発行済株式の総数(出資金額)の2分の1超を保有していること。 ② 贈与の時に100分の5以上を保有している、株主関係者のうちいずれかの者が取得すること。 ③ または、贈与の時に100分の25以上を有する「株主関係者のうちいずれかの者か、その者の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族」のグループのうちいずれかの者(②の者を除く)が取得すること
3分の2要件	特定株式・特定出資のうち発行済株式の総数又は出資金額の3分の2に達するまでの部分であること。	特定受贈株式・特定受贈出資のうち発行済株式の総数又は出資金額の3分の2に達するまでの部分であること。

(*) 株主関係者とは、①株主、②出資者、③これらと事実上婚姻関係と同様の事情にある者、④これらの使用人、⑤これらの親族、⑥これらから受けた金銭その他の資産によって生計を維持しているもの、⑦④～⑥と生計を一にするこれらの者の親族、⑧50%超直接支配法人、⑨50%超間接支配法人、等をいう。(措令40の2の2⑤、措法69の4③四、措令40の2⑨)

算する。この金額は3億円(<20億円)となり、この要件を満たす(措法69の5②六、措令40の2の2⑭)。また、H16/12/31の5,000株の生前贈与について、同様に、30,000株×@20千円=6億円(<20億円)と計算する。したがって、H16/12/31の5,000株の贈与もこの要件を満たす。

仮に、H16/12/31の株式の時価が@70千円まで上昇していたとすると、30,000株×@70千円=21億円(>20億円)となり、この要件を満たさない。したがって、H16/12/31の5,000株については、特定受贈同族会社株式ではなくなる。注意をしたいのは、H15/12/31の10,000株の生前贈与は、遡及的に特定受贈同族会社株式でなくなることはない、ということである(注5)。H15/12/31の贈与10,000株はH16/12/31の贈与の直前に父が有していた株式ではないため、そもそも特定受贈同族会社株式の判定の基礎には入ってこない。それゆえ、この20億円テストはそれぞれの贈与ごとに行うこととなる。したがって、20億円以上になったことにより、要件を満たさなくなるのは、H16/12/31の5,000株についてのみということになる。

③ 株主関係者取得要件

このケースでは、父と長男は親族であるため、贈与時に発行済株式の総数の2分の1超を株主、親族で保有しており、「100分の5」以上を保有している、そのいずれかの者である長男が取得しているため、どちらの贈与もこの要件を満たす(措令40の2の2⑩)。

④ 3分の2要件

まず、H15/12/31の10,000株の生前贈与について、贈与直前に有していた特例対象受贈株式10,000株の発行済株式数に占める割合を計算する。10,000株÷30,000株=1/3(<2/3)となり、この要件を満たす(措法69の5②六、措令40の2の2⑪)。

次に、H16/12/31の5,000株の生前贈与について判定する。特定贈与者が既に贈与をした特例対象受贈株式がある場合には、3分の2から「(過去の生前贈与した株式数÷贈与直前の発行

済株式数)の割合の合計を控除した、残余の部分」に達するまでの部分が特定受贈同族会社株式の要件とされている。すなわち、過去に贈与があった場合、累積的に(注6)3分の2に達するまでの部分が「特定受贈同族会社株式」となるのである(措令40の2の2⑪)。5,000株÷30,000株=1/6であるので、「H15/12.31分の贈与1/3」+「H16/12.31分の贈与1/6」=1/2(<2/3)で5,000株の全部がこの要件を満たす。2/3-1/2=1/6なので、3分の2に達するまであと6分の1=5,000株分ほど余裕があることになる。

最後に、H17年相続開始時に移転した株式15,000株について、特定同族会社株式に該当するか判定する。

① 50%超要件のテスト

H17年の相続開始時において、被相続人たる父がその親族である長男と合計で100%保有していたので、50%超要件は満たす(措法69の5②五イ)。

② 20億円未満要件

H17年相続開始直前に被相続人である父が有していた15,000株について、特定株式に係る法人の発行済株式数30,000株に、相続開始時点の時価@30千円を乗じた金額を計算する。この金額は9億円(<20億円)となり、この要件を満たす(措法69の5②五、措令40の2の2⑨)。仮に、H17年の相続開始時の時価が上昇している、A社の相続開始時の時価総額が20億円以上となっていると、15,000株はこの要件を満たさない。したがって、H17年の15,000株については、特定同族会社株式ではなくなる。ここで注意をしたいのは、この20億円未満テストは、相続開始の直前に被相続人が有していた全ての特定株式(出資)に係る法人の相続開始時の時価総額と既に贈与した特定受贈株式(出資)の相続開始時の時価総額をすべて合算して判定することである。すなわち、複数の会社がある場合、相続開始直前に有していた株式に係る全ての法人の時価総額と相続開始前に生前贈与(注7)していた株式(出資)に係る全ての法人の時価総

額を合算するのである。

この点は、特定受贈同族会社株式の場合、過去及びその時に贈与した株式に係る法人についてのみの時価総額を合計する点と異なっている。つまり、生前贈与時点で父が保有し続けている過去に贈与したことのない株式に係る法人の時価総額は、特定同族会社株式の20億円未満テストの判定上、合算することはない。

③ 主関係者取得要件

相続発生時においても、父と長男は親族であるので、この要件を満たす(措令40の2の2⑤)。

④ 3分の2要件

この要件の「3分の2」も先の考え方と同じである。特定贈与者が既に贈与をした特例対象受贈株式がある場合には、3分の2から「(過去の生前贈与した株式数÷贈与直前の発行済株式数)の割合の合計を控除した残余の部分」に達するまでの部分が特定同族会社株式の要件とされる。すなわち、累積的に3分の2に達するまでの部分が「特定同族会社株式」となるのである(措令40の2の2⑥)。先に計算したように $2/3 - 1/2 = 1/6$ のほどこしか残余がないので、3分の2に達するまで6分の1 = 5,000株が「特定同族会社株式」となる。

このように判定した特定同族会社株式及び特定受贈同族会社株式について、各々対象となる株式数を算出し、各々のその数量に、贈与時の時価や相続開始時の時価を乗じて特定同族会社株式の価額及び特定受贈同族会社株式の価額を算出する。その合計額のうち、3億円までが評価減の対象となる特定事業用資産になる。この設例では次のようになる。

H15/12/31 特定受贈同族会社株式
10,000株×@10千円 = 1億円
H16/12/31 特定受贈同族会社株式
5,000株×@20千円 = 2億円
H17/12/31 特定同族会社株式
5,000株×@30千円 = 1.5億円
対象株式20,000株、合計4.5億円(>3億円)のうち、この設例では、H15/12/31、H16/12/31

の生前贈与を3億円として選択したとすると、評価減額は3億円×10% = 3,000万円となる。

(4) 特例適用者の要件＝特定事業用資産相続人等
特定事業用資産相続人等とは、次の①及び②に該当する者である(措法69の5②九)。

① 相続・遺贈で特定同族会社株式等を取得した個人で、(ア)被相続人の親族であること、かつ、(イ)申告期限経過時において、その法人の「法人税法に規定する」役員の地位を有していること

② 相続時精算課税制度の適用を受ける特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した個人で、(ア)相続時精算課税適用者であること、かつ、(イ)贈与時から相続税申告期限までの間のうち一定期間において、その法人の「法人税法に規定する役員の地位」を有していること
一定の非上場株式を生前贈与により取得した人は、相続時精算課税制度の選択をし、次の表の期間、その法人の「法人税法上」の役員でなければ、この特例の適用はできない(措令40の2の2⑬、措規23の2の2⑦)。

(5) 選択要件+申告要件

この特例の適用を受けるためには、一定の明細書、特定事業用資産に該当する旨を記載した書類、取得者全ての同意書など一定の書類を相続税の申告書に添附して、この特例を受ける特定事業用資産を選択することが必要である(措法69の5①、措令40の2の2①)。その上で、相続税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨を記載し、計算明細書その他一定の書類

表3 特定受贈同族会社株式の保有期間

贈与を受けた日の年齢	原則	例外事由の発生 ^(注5)
65歳未満	65歳までの間の80%の期間 (最短で2年間)	特定贈与者が死亡した場合 相続税の申告期限までの間の80%の期間等
65歳以上	2年間	特定贈与者が死亡した場合 相続税の申告期限までの間の80%の期間等

を添附しなければならない（措法69の5⑨、措規23の2の2⑨、⑩）。

(6) 継続保有要件

相続の開始の時から申告期限（死亡した場合には死亡の日）まで引き続き、そのすべての特定事業用資産を保有していることが必要である（措法69の5①）。株式分割・併合、金銭非交付型の合併・分割、一定の株式交換がなされた場合であっても、これら事由により取得した株式等のすべてを相続税の申告期限まで有していれば、この要件を満たす。また、受贈者の以前死亡の場合でも、相続人のすべてが相続税の申告期限まで全てを有していれば、この要件を満たす（措令40の2の2③）。特定受贈同族会社株式等に係る法人が解散したときで、その純資産がないときは、相続税の申告期限まで有していたものとみなされる（措令40の2の2③⑦）。

(7) 分割要件

原則として、相続税の申告期限までに未分割の特定事業用資産については、この減額特例は適用されない（措法69の5③）。したがって、特定事業用資産は相続税の申告期限までに分割されていることが必要である。ただし、その申告期限から3年以内に分割された場合は適用されるし、訴の提起等やむを得ない事情があつて税務署長の承認を受けたときで、分割可能日の翌日から4か月以内に分割された場合には、この規定は適用される（措令40の2の2③）。

(8) 贈与税の申告要件

特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈同族会社株式について、この減額特例を受けようとするときには、特例適用の旨の書類を特定贈与者ごとに作成し、贈与税の申告書に添附して、提出期限内に税務署長に提出することが必要である（措法69の5⑩、措令40の2の2③⑩、⑪）。

3 相続時精算課税制度と特定事業用資産評価減の特例の関係

相続時精算課税制度の適用を受ける生前贈与による受贈株式が、特定事業用資産の評価減の10%減額特例を受ける要件を整理すると以下のとおりである。

まず、生前贈与された株式が、特定受贈同族会社株式に該当するか判定する。この判定は、3分の2要件（措令40の2の2⑪）と20億円未満要件（措令40の2の2⑭）の2つの主たる要件で行われる。この要件を満たした上で、贈与税の申告書に減額特例の適用を受けようとする旨を記載した書類を税務署長に提出すれば（措法69の5⑩）、この生前贈与された株式は相続発生時に評価減の対象となる資格を有することになる。例えば、贈与時点で評価減を受ける資格を有するという意味で、エントリーを行うと考えることができる。このエントリーは、その後の贈与の状況や相続開始時の状況によって、無効になることはない。いったん贈与時点でエントリーが受け付けられて、次の要件を満たせば、そのまま評価減の特例を受けることが可能になる。その要件とは、①継続保有要件（措法69の5②十イ、措令40の2の2⑬⑭⑰）、②一定期間役員要件（措法69の5②九、措令40の2の2⑮、措規23の2の2⑦）の2つである。その後、相続が開始したときには、この特定受贈同族会社株式を含む特定事業用資産の価額の合計額から3億円以下のものとして選択すれば、10%の評価減を受けることができるのである。

要するに、生前贈与時に3分の2要件と20億円未満要件を満たすか判定し、適用を受ける旨をエントリーし、継続保有して一定期間役員を勤めて相続をむかえれば、選択候補リストに載ることができる。相続税の申告時点でその選択候補リストから3億円を限度にその贈与株式を選択すれば、10%の評価減を受けられるのである。逆にいうと、評価減を相続開始時に受けようと思えば、贈与時点でエントリーしておかな

なければならない。この点を考慮して、タックス・プランニングを行うことが重要になる。

4 特定事業用資産評価減と小規模宅地の減額特例の併用

平成15年度改正により、以前には認められなかった小規模宅地特例（措法69の4）と、特定事業用資産の評価減（措法69の5）の併用が可能になった。相続時精算課税制度との関連では、小規模宅地の評価減の特例適用宅地には、生前贈与された宅地は含まれない。すなわち、生前に贈与された宅地について、小規模宅地の評価減の特例を受けることはできない。相続時精算課税制度に係る贈与財産が適用対象に加えられているのは、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算特例についてのみである。

自社株特例（相続によって取得したものと生前贈与によって取得したもの）と小規模宅地特例との併用は、具体的には次のように行われる。すなわち、小規模宅地等として選択された宅地等の面積の合計が400㎡（注9）未満である場合に、選択された特定事業用資産の価額に400㎡からその面積の合計を控除したものの400㎡に占める割合を乗じて得た価額について、10%の自社株評価減特例を適用する（措法69の5⑦）。算式は、次のとおりになる。

自社株式の価額 × $\{(400\text{㎡} - \text{小規模宅地特例の適用面積}) \div 400\text{㎡}\}$
 = 評価減の特例の適用対象となる自社株式の価額

ここでの留意点は、小規模宅地特例と自社株評価減の優先順位についての規定はないということである。納税者は、自己が有利になるように調整して、両者の制度を併用すればよいことになる（注10）。要は、納税者にとって最も有利になるような最適な組合せを見つけて、その組み合わせが、「結果的に」上記算式を満たしていればよい。また、小規模宅地特例と併用可能な自社株評価減には、相続時精算課税制度に係る贈与自社株が含まれる。したがって、納税者は、自己の有利なように「小規模宅地」、「相続によ

り取得した自社株式」及び「生前贈与により取得した自社株式」の組合せを選択できる。

5 実務上の留意事項～タックス・プランニングの視点から

上述のように、平成15年度改正により、相続時精算課税制度が新設され、それに伴い、特定事業用資産の評価減特例対象財産に生前贈与自社株が加えられた。さらに、相続開始時点では、小規模宅地の評価減の特例の併用も認められるようになり、タックス・プランニングに多様な選択肢が用意された。相続税のタックス・プランニングでは、以下のことを総合的に考慮して事前に慎重に計画を組まねばならない。

- ① 相続時精算課税制度を利用する場合には、贈与時点の時価と相続開始時点の時価の予測とを合理的に見積もり、どの時点で次の世代に承継させるかを考慮しなくてはならない。
- ② この場合、重要なのは、自社株について、相続時精算課税の適用を受ける際には、必ず特定受贈同族会社株式として、贈与時点で申告しておくことである。贈与時点でエントリーしていないと、相続開始時で評価減の特例の適用を受けることができない。また、エントリーしておいても、相続開始時に有利な減額特例を受けられる他の財産があれば、その時に特定事業用資産として贈与自社株を選択しなければ、特例の適用を受けなくてもよい。
- ③ 相続開始時には、小規模宅地の評価減との併用が認められるため、選択の仕方を相続開始時点で判断する必要がある。ただし、自社株式の10%評価減特例の最大金額は3,000万円（3億円×10%）であるため、小規模宅地特例を目一杯取って、残余があれば自社株式の評価減特例を利用するというのが一般になろう。
- ④ 相続時精算課税制度と特定事業用資産の評価減制度を自社株に活用する場合には、自社株式評価減対策を施して、生前贈与で自社株式を次世代に移転し、その上で最終的な相続税負担を適正なものにするという一連の流れの

中で、どのように機能するか、その効果はいくらかを事前にシミュレーションする必要がある。

3 贈与税の配偶者控除

贈与税の配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上の配偶者から、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合には、その年分の贈与税の課税価格から2,000万円までの金額を控除するという制度である(相法21の6)。ところで、相続時精算課税制度の受贈者は、20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む)であり、配偶者はその中に入っていない。したがって、上記2,000万円の贈与は一般贈与になるだけである。

4 相続税の取得費加算

相続又は遺贈により取得した財産を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年以内に譲渡した場合には、譲渡所得の金額の計算上、負担すべき相続税のうち一定金額が取得費に加算される(措法39, 措令25の16)。今回の改正により、相続時精算課税制度を適用して相続税の申告時に贈与税額を精算した財産についても、この取得費加算の特例が適用できるよう、法令が整備された。すなわち、加算される取得費計算の要素である「確定相続税額」は、控除された生前贈与に係る贈与税が加算されたところの総額で計算され、「資産を譲渡した者の相続税の課税価格」には、生前贈与に係る資産の贈与時点の価格が含まれることになった。また、「相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産」には、生前贈与対象資産が含まれる。

以上より、生前贈与された資産を相続開始後3年10か月以内に譲渡した場合、他の要件を満たせば、譲渡した資産に対応する相続税額を取得費に加算することが可能になった。

(注1) 平成14年12月13日「平成15年度税制改正大綱」自由民主党、公明党、保守党 P15

(注2) 後述するように特定同族会社株式及び特定受贈同族会社株式の価額の合計額のうち、3億円に達するまでの部分という規定はある(措令40の2の2⑱)が、本文中の「価額」は、合計する前のその個々の「価額」という意味である。

(注3) 「(6) 継続保有要件」で後述する同様な規定がおかれており、株式分割・併合、金銭非交付型の合併・分割、一定の株式交換がなされた場合であっても、これら事由により取得した従前の株式に対応する株式は贈与の時から引き続き有するものとみなされる(措令40の2の2⑳)。

(注4) 有限会社の出資、一定の合名会社の出資、一定の合資会社の出資又は一定の医療法人の出資をいう(措令40の2の2㉑、㉒)。

(注5) 要するに、いったん特定受贈同族会社株式に該当すれば、その資格は後発的なテストによって変化しないということである。

(注6) 生前贈与によって取得した数だけでなく、相続・遺贈によって取得した数まで含めて累積的に3分の2までである。

(注7) 正確には、相続時精算課税の適用を受けて、特定事業用資産の減額特例を受ける旨の書類を贈与税の申告書に添附するなど、全ての要件を満たした贈与である。

(注8) その他の例外事由には、65歳になる前に、①受贈者が死亡した場合、②解散した場合、③会社更生開始決定があった場合、④一定の合併、分割、資本の増加等により「同族」でなくなった場合があり、それらの場合には、それら事由が生じた日までの期間×80%の期間が役員であるべき期間となる。また、その期間が2年間より短い場合は、短い方の期間がその期間となる(措令40の2の2㉓)。

(注9) 小規模宅地特例の対象資産が特定事業用宅地以外の宅地では、400㎡に換算した数値で以後の計算を行う。

(注10) 週刊税務通信 No.2764 P8 計算の具体例についても同紙参照。